

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、事業環境が刻々と変化する人材紹介業界において企業価値の持続的な向上を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化・充実を重要課題と位置付けています。こうした認識のもと、業務分掌や規程の整備等により内部統制を強化すると共に、随時体制の見直しを実施し、企業価値の向上を図ることを目標として参ります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有本 隆浩	2,363,000	38.09
株式会社T&Aホールディングス	2,000,000	32.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	223,300	3.59
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	68,800	1.10
資産管理サービス信託銀行株式会社	50,500	0.81
日本証券金融株式会社	48,500	0.78
野村証券株式会社	42,000	0.67
株式会社SBI証券	31,100	0.50
野村証券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	30,900	0.49
野村信託銀行株式会社	28,300	0.45

支配株主(親会社を除く)の有無	有本 隆浩
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

#### 補足説明

該当なし

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

**4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**

取引を行う場合は少数株主保護の観点から、事前を取締役会において当該取引の事業上の必要性や合理性、取引条件の妥当性等を慎重に検討する予定です。

**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

該当なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
菅原 正則	他の会社の出身者													
大浦 善光	他の会社の出身者													
坂元 英峰	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅原 正則			該当なし	社外取締役の菅原正則氏は、上場会社で長年に渡る経理財務業務を含む、管理部門の業務に加え内部監査業務、監査役監査業務に関する深い経験を有しており、当社に対する監視・監督機能の強化に適任であると考えております。また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、当社は独立役員として適任と判断し、選任致しました。

大浦 善光		該当なし	社外取締役の大浦善光氏は、上場企業で執行役員及び取締役として会社経営全般に携わる中で培った知識と経験を有しており、当社の経営に関する監視・監督の強化に適任であると考えております。また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、当社は独立役員として適任と判断し、選任致しました。
坂元 英峰		過去において坂元氏が当社役員に就任する以前に、坂元氏が代表の弁護士法人マーキュリー・ジェネラルに対して人材紹介に関する取引及び法律書類作成に関する取引がありましたが、取引条件は一般的な取引条件であります。当該取引は合計2,000千円と僅少であること、役員就任以降、弁護士法人マーキュリー・ジェネラルとの取引はないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはありません。	社外取締役の坂元英峰氏は、弁護士としての専門的知識及び豊富な経験を有しており、当社の経営に関する監視・監督の強化に適任であると考えております。また、当社と同氏の間特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、当社は独立役員として適任と判断し、選任致しました。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

当社は、現在監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び選任の使用人を置いておりませんが、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人等の体制の強化に努める事としております。なお、当該補助使用人等は、業務の執行に係る職位を兼務しないことに努める等、独立性を確保することに努めます。なお、当該職務に関する指揮命令権は監査等委員会または選定監査等委員に属するものとし、その任命や解任、懲戒及び人事異動等の人事事項は、事前に監査等委員会の同意を得た上で決定します。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当は、監査上の問題点や課題、また内部統制に関する報告等について必要に応じて意見交換を行っております。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

### 独立役員の人数

3名

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

### 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

#### 該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上及び企業価値の向上に対する意識を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

#### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

#### 該当項目に関する補足説明

当社では業績向上及び企業価値の向上並びに帰属意識を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。なお、取締役及び監査等委員の報酬等はそれぞれ総額で記載しております。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役(監査等委員であるものを除く)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役(監査等委員であるものを除く)及び監査等委員である各取締役の報酬額は、取締役(監査等委員であるものを除く)については取締役会決議により代表取締役に一任し、代表取締役が各取締役の職務の内容、職位等を勘案して決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議にて決定しております。

### 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役については、常勤監査等委員である社外取締役が、直接、社外取締役監査等委員への情報共有を行っており、事務局を通じて取締役会資料の事前送付等も行っています。また、社外取締役監査等委員の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保致します。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

#### (a)取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役7名(うち監査等委員である社外取締役3名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監査・監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。取締役会では経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監査・監督しております。なお、取締役会の開催状況は、平成28年3月期14回、平成29年3月期は18回開催しており、取締役の出席率は、平成28年3月期100%、平成29年3月期99%で、随時貴重な質問・意見等の発言をしております。

#### (b)監査等委員会

当社は、平成28年6月29日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しました。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)で構成されており、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。監査等委員は重要会議に出席し、業務執行取締役の監査・監督を行う他、重要な決裁書類の閲覧、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報・意見交換を行う等連携を密にして、監査・監督機能の実効性と効率性の向上を目指しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が、監査等委員会設置会社を採用した理由としては、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社にすることで、取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ることができることにより、コーポレート・ガバナンスの体制が強化されることによって企業価値向上に寄与すると判断したためであります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、当社ホームページへの掲載を行う予定としております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたっては、集中日を回避した日程とすることに努める予定です。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー基本方針を定め、当社ホームページに掲載することによって公表を行います。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRに関する独立ページを設け、決算情報、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役経営管理本部長を責任者として、必要に応じて各部署と連携を図りながら、公正かつ適正なIR活動を行ってまいります。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、従業員、取引先等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページおよび適時開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行う予定です。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は業務の適切性を確保するための体制として、平成29年4月7日の取締役会にて「内部統制基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス管理規程を策定するとともに、原則として毎四半期に、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの遵守状況について確認するとともに、問題等に対しては早期に把握し諸施策を推進する。  
当社が取り扱う個人情報については、法令及び当社が定める「個人情報保護規程」に基づき、厳重に管理する。  
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等について、外部専門機関と連携し、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応する。  
役員からの内部通報等を受け付けるため、外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置するとともに、問題の早期発見を図る観点から通報者の秘匿と、通報したことによるいかなる不利益をも受けないものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
「文書管理規程」に従い、取締役会及び経営会議その他重要会議の議事録や関連資料、稟議書、報告書等の情報について必要な保存及び管理を実施する。  
保存期間は、文書等の種類、重要性等に応じて「文書管理規程」に規定された期間とする。  
取締役及び監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理規程等の整備と検証及び業務遂行に係るリスクを的確に把握・評価し、個々のリスクにつき、これを予防するための措置またはその損失を極小にすべく、コンプライアンス委員会を定期的で開催し、リスク管理の適切性等の検証及び内部統制の見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実に図る。  
内部監査担当は、内部監査計画の策定に当たり、経営に重要な影響を及ぼすリスク等を踏まえ監査事項を決定する。また必要により、監査指摘事項についてコンプライアンス委員会と協議する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
業務の重要度に応じた決裁権限を「職務権限規程」において明確にし、職務執行の適切性並びに効率性を確保する。  
取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
企業活動に関連する法令及び定款等の周知並びに会社規程等の継続的な見直しと周知を図るとともに、内部監査担当による定期的な内部監査により定期的に事業活動の適法性及び適切性等の検証を行う。
6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人等の体制の強化に努めることとする。  
補助使用人等は、業務の執行に係る職位を努める等、独立性を確保することに努める。  
補助使用人等の職務に関する指揮命令権は監査等委員会または選定監査等委員に帰属するものとし、その任命や解任、懲戒及び人事異動等の人事事項は、事前に監査等委員会の同意を得た上で決定する。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役等が、当社の監査等委員に報告するための体制等  
監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び選定監査等委員が重要な決裁書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。  
監査等委員会または選定監査等委員が代表取締役社長等、監査法人、内部監査担当並びに内部統制担当が実施した監査結果の報告や意見・情報交換を行う場を提供する。  
当社の取締役及び使用人は、法令及び定款等違反並びに不正等、または内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員会または選定監査等委員に報告するものとする。  
監査等委員会または選定監査等委員に報告を行った取締役及び使用人が、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
8. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会または選定監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用の支払いを行う。
9. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
代表取締役社長及び内部監査担当は、監査等委員会または選定監査等委員と定期的または随時意見交換を行う機会を持つこととする。  
監査等委員は取締役会に出席するとともに、必要に応じて重要な会議等の社内会議体に参加し、また監査等委員会は重要な報告を受けられる体制を整備する。  
監査等委員会または選定監査等委員は会計監査人と定期的に会合を持つほか、選定監査等委員は内部監査担当の監査に同行することができるものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を規定しており、それらを実行する為の「反社会的勢力の排除にかかる調査実施マニュアル」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を規定しております。具体的には、当社における反社会的勢力排除体制として、反社会的勢力対応部署を経営管理本部、責任者を経営管理本部長と定めております。また、新規取引先並びに新規採用者について、記事検索等により審査した後、経営管理本部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行っております。さらに、取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先等が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。そして、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士及び全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。またその対策として、責任者である経営管理本部長が、不当要求防止責任者講習制度を利用し、講習を受講しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

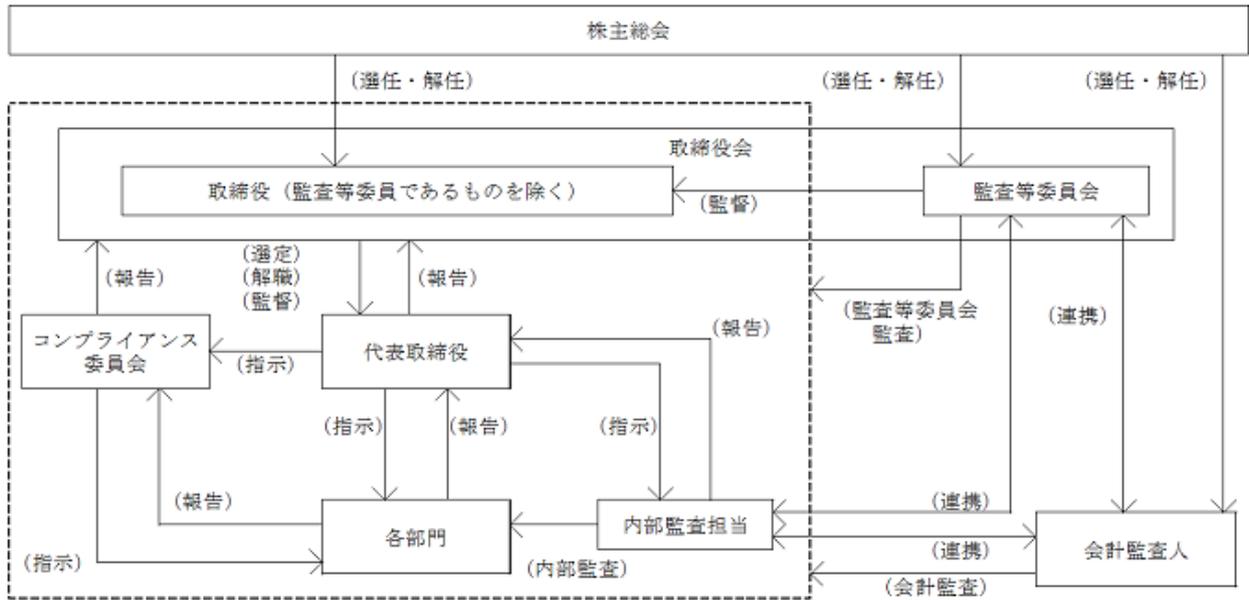
なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、適時適切な情報開示及び説明責任を果たすことは経営の透明性、公正性を高める上で非常に重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスの観点からも重要であると認識しております。そのため、株主等の理解を促進させる会社情報については、その開示を積極的に行っていくとともに、社員に対する周知・啓蒙についても積極的に行う予定です。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示体制の概要(模式図)】

